

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2026 年 8 月 17 日	
旭川市長 今津 寛介 殿	
提出者 住 所 旭川市宮下通6丁目1番2号 氏 名 札建工業株式会社旭川支店 支店長 田村 哲也 電話番号 0166-22-1525	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	札建工業株式会社旭川支店
事業場の所在地	旭川市宮下通6丁目1番2号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	15,708,794千円
③ 従業員数	133名(内旭川支店6名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙添付(別紙1)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙添付 (別紙2)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和7 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排 出 量	8,295.02 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 工法の改善		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排 出 量	9,312.05 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 混合廃棄物の抑制		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別は集計表の通り 他の廃棄物に混入しない様分別を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別により混合廃棄物の減量化を図る		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全排出量	
	全 処 理 委 託 量	8,295.02 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8,074.23 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	現場パトロールによる分別指導		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全排出量	
	全 処 理 委 託 量	9, 312. 05 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	9, 261. 2 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	混合廃棄物の減量化を図る		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

① 現状

産業廃棄物の種類		廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず及び陶磁器くず	コンクリートがら	アスコンがら	管理型混合廃棄物	建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	廃石綿等										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	67.54	181.40	32.55	22.11	7897.40	0.00	25.10	64.70	4.22										
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)																			
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量(t)																			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	67.54	181.40	32.55	22.11	7897.40	0.00	25.10	64.70	4.22										
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																			
	再生利用業者への処理委託量(t)	1.68	174.95	0.00	0.20	7897.40	0.00	0.00	0.00	0.00										
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)																			

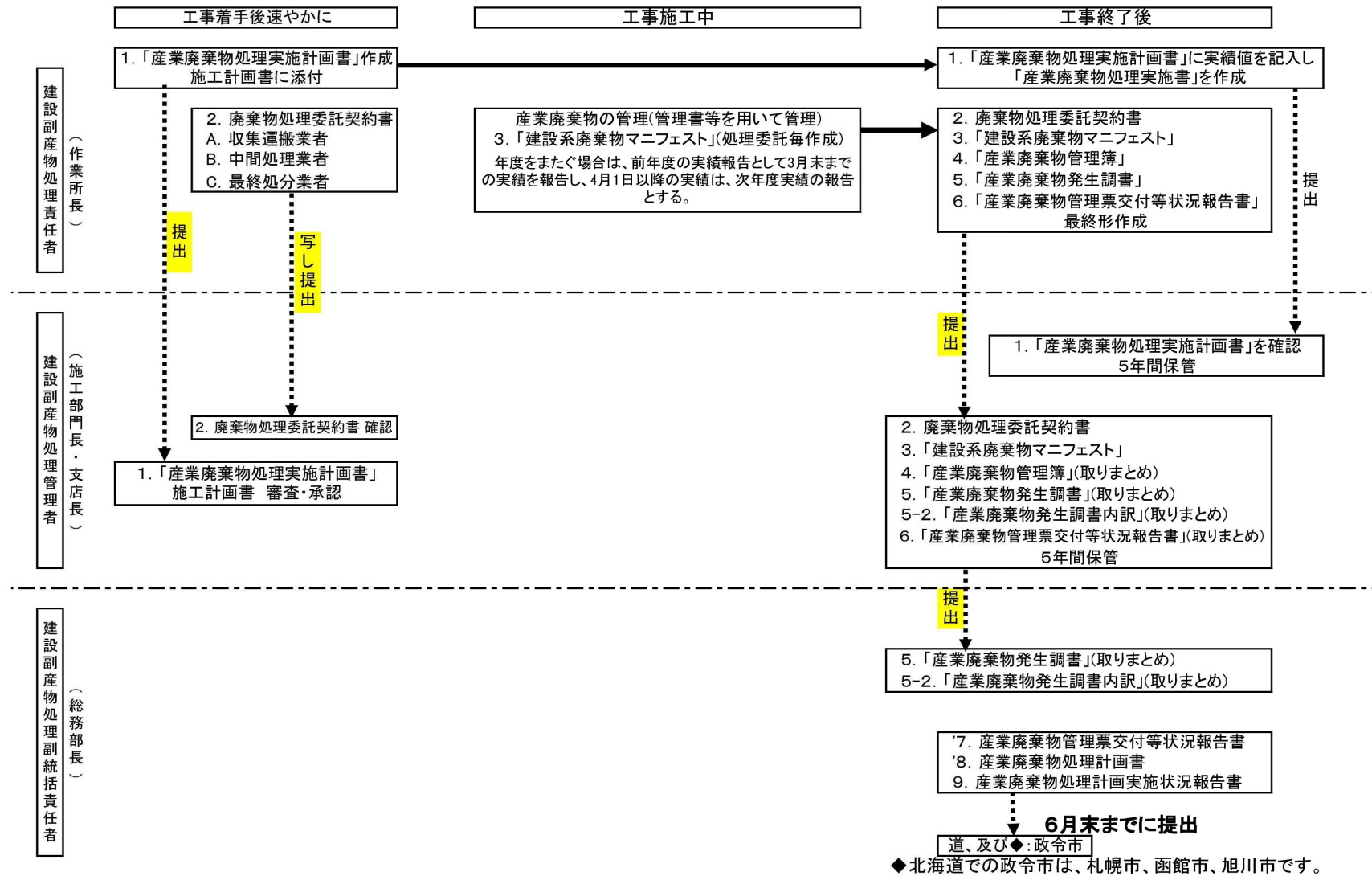
② 計画

産業廃棄物の種類		廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラスくず及び陶磁器くず	コンクリートがら	アスコンがら	管理型混合廃棄物	建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	廃石綿等										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	8.88	5.14	0.00	0.00	9107.82	144.45	8.00	37.76	0.00										
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)																			
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(t)																			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量(t)																			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	8.88	5.14	0.00	0.00	9107.82	144.45	8.00	37.76	0.00										
	優良認定処理業者への処理委託量(t)	3.79	5.14	0.00	0.00	9107.82	144.45	0.00	0.00	0.00										
	再生利用業者への処理委託量(t)																			
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)																			

※廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。

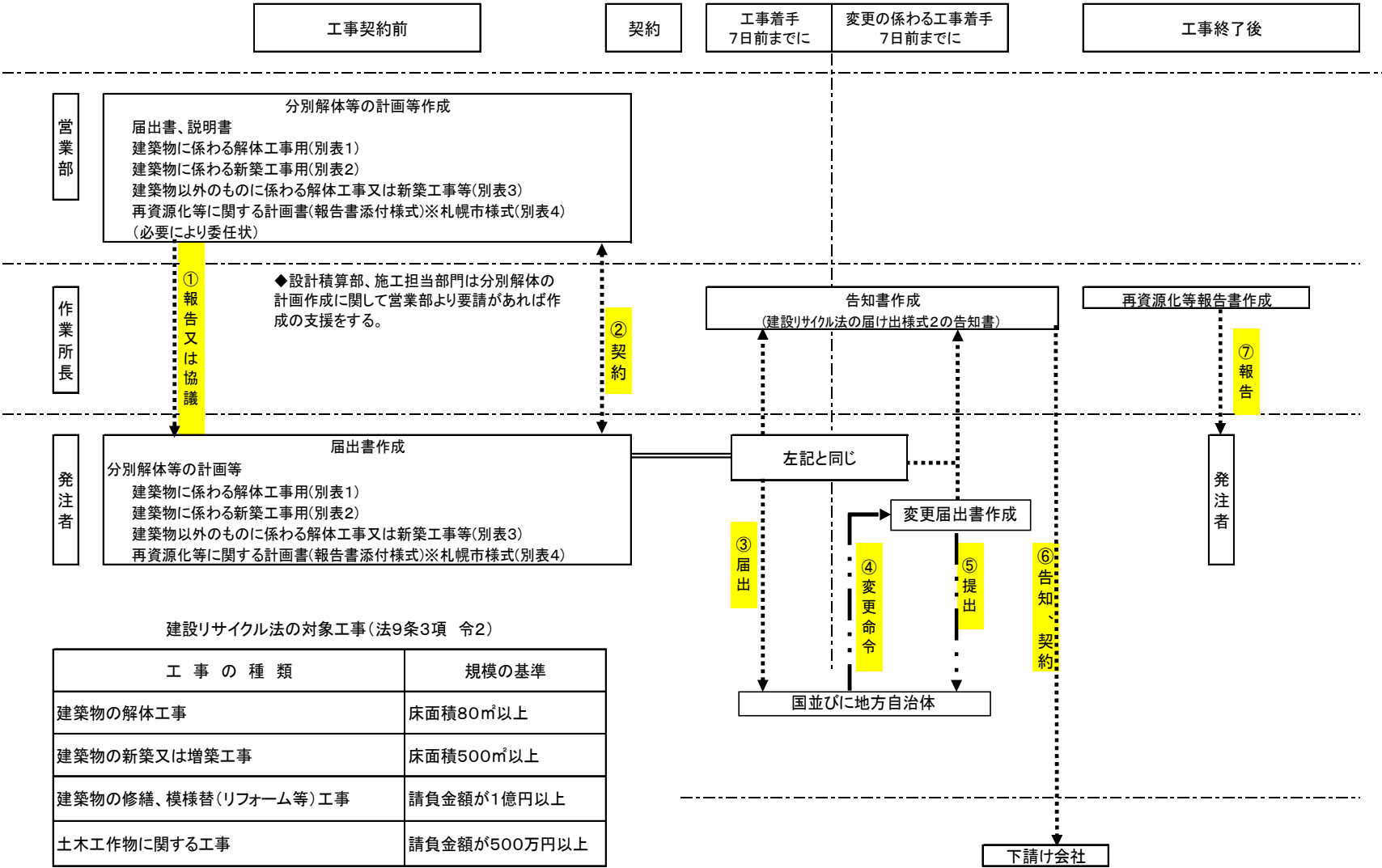
廃棄物処理法による処理フロー

2004/4/1 初版
2015/4/1見直し



建設リサイクル法による処理フロー

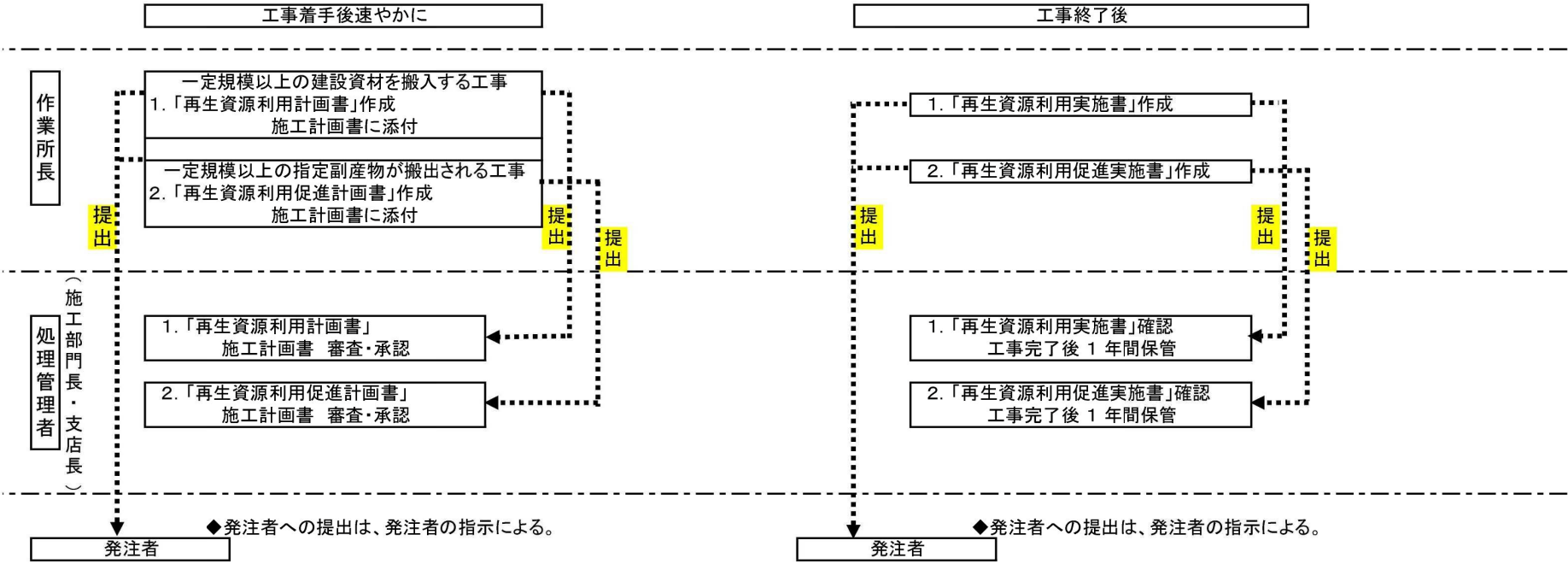
2004/4/1 初版
2015/4/1見直し



※都道府県の条例により、対象建設工事の規模を引き下げ、より小さな建築物等が対象となることがある。
※建築物とは建築基準法第2条1項第1号で規定するもの。

資源有効利用促進法による処理フロー

2004/4/1 初版
2015/4/1見直し



資源有効利用促進法による再生資源利用計画の内容

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事	1、建設資材の種類ごとの利用量
1、土砂 1, 000m ³ 以上	2、利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
2、砕石 500 t 以上	3、その他再生資源の利用に関する事項
3、加熱アスファルト混合物 200 t 以上	

資源有効利用促進法による再生資源利用促進計画の内容

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する建設工事	1、指定副産物の種類ごとの搬出量
1、建設発生土 1, 000m ³ 以上	2、指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
2、コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 又は建設発生木材 合計200 t 以上	3、その他指定副産物に係わる再生資源の利用促進に関する事項

建設副産物処理管理ガイドライン

2021年7月1日 改正

札幌建設工業株式会社

建設副産物処理管理ガイドライン

(目 的)

1. この建設副産物処理管理ガイドライン（以下「副産物ガイドライン」という。）は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）等関係法令に基づき、建設工事の副産物を適正に処理することにより、建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

2. この副産物ガイドラインは、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

(他の法令との関係)

3. 建設工事に伴って発生する建設副産物の処理に関する業務は、この副産物ガイドラインにより処理するものとし、これに定めのない事項については、関係法令を順守し、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の処理に係る責務)

4. 建設工事に伴って生じた産業廃棄物は、責任を持ってこれを適正に処理するとともに、再生利用等を行うことによりその減量を図ること。

(再資源化等に係る責務)

5. 建築物等の設計に用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減に努める。

(建設副産物処理体制)

6. 建設副産物の適正処理を図るため、建設副産物処理体制を整備する。
(2) 建設副産物処理体制は本社に置く。(別表)

(建設副産物処理統括責任者等)

7. 建設副産物処理統括責任者は、社長がその任にあたる。
(2) 総務部長は、建設副産物処理副統括責任者の任にあたる。
(3) 施工部門長及び支店長は、建設副産物処理管理者の任にあたる。
(4) 作業所長は、建設副産物処理責任者の任にあたる。

(建設副産物処理統括責任者等の業務)

8. 建設副産物処理統括責任者は、建設副産物の処理に係る業務を適正かつ計画的に統括するため、建設副産物処理副統括責任者及び建設副産物処理管理者を指導・指揮する。
(2) 建設副産物処理副統括責任者は、以下の業務を行う。
 - 1) 建設副産物の処理全般に係る業務の企画、立案に関すること。
 - 2) 関係法令に基づく計画書等の作成及び各種報告書の取りまとめ、並びに関係行政機関の提出に関すること。
 - 3) 建設副産物に係る情報の収集及び提供、並びに教育指導に関すること。
 - 4) 緊急時の連絡体制に関すること。
(3) 建設副産物処理管理者は、以下の業務を行う。
 - 1) 建設副産物の発生抑制、再使用等及び縮減の推進に係る業務に関すること。
 - 2) 建設副産物の処理に係る計画書の作成及び報告書の取りまとめに関すること。
 - 3) 建設副産物の処理に係る施工の工夫、並びに費用の低減に関すること。

- 4) 建設副産物の処理に係る指導に関すること。
- (4) 建設副産物処理責任者は、以下の業務を行う。
 - 1) 建設副産物の発生抑制、再使用等及び縮減の実施に関すること。
 - 2) 建設副産物の処理に係る計画書等の作成とりまとめに関すること。
 - 3) 建設副産物の処理に係る協力会社への指導に関すること。
 - 4) 建設副産物の保管、管理及び異常発生時の処理に関すること。
 - 5) 作業所における委託業者の選定及び委託契約の締結に関すること。

(法令の順守)

- 9. 作業所が作成する「施工計画書」の立案にあたっては、関係法令に違反しないよう厳正に行うこと。

(報告書等の提出)

- 10. 行政機関への報告書等の提出は、定められた期限までに必ず行うこと。

(記録の保管)

- 11. 作業所長は工事の完成後、速やかに報告書類等を整理し、関係法令に定められた期間保管すること。

(事故時の措置)

- 12. 建設副産物処理責任者は建設副産物の処理に関して当該建設副産物が、飛散、流出、若しくは地下に浸透した時、又はその恐れが生じた場合は、直ちに、応急措置を講じ復旧に努めるとともに、その状況を建設副産物処理管理者に知らせるとともに、関係行政機関に報告すること。また、建設副産物処理管理者はその状況を速やかに建設副産物処理統括責任者に報告すること。

(発注者との協力体制)

- 14. 建設副産物処理責任者は建設副産物の処理に当たっては、発注者との協力体制を図ること。

(その他)

- 15. 建設副産物処理管理ガイドラインの参考資料等は、次のとおりとする。
 - (1) 建設副産物処理管理ガイダンス
 - (2) 帳票類－1 管理書等
 - (3) 帳票類－2 管理書等（記載例）
 - (4) 建設リサイクル法の届出様式1
 - (5) 建設リサイクル法の届出様式1（記載例）
 - (6) 建設リサイクル法の届出様式2
 - (7) 建設リサイクル法の届出様式2（記載例）

附則 このガイドラインは、2003年10月1日から実施する。

- 2. 2004年4月1日付一部改正
- 3. 2010年9月1日付一部改正
- 4. 2015年4月1日付 組織規程改正、業務管理規程の新設により、一部改正
- 5. 2020年4月1日付 組織変更に伴う一部改正（別表）
- 6. 2021年7月1日付 組織変更（本部制導入）に伴う一部改正（別表）

建設副産物処理体制（組織図）

